

第51回平成25年6月与謝野町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成25年6月3日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午前11時39分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員（なし）

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	秋山 誠	書記	土田 安子
--------	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	前田 昌一
建設課長	西原 正樹	福祉課長	浪江 昭人

5. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名	
日程第 2		会期の決定について	
日程第 3		諸般の報告	
日程第 4	報告第 3号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	(報告～質疑)
日程第 5	報告第 4号	平成24年度与謝野町一般会計繰越明許費繰越計算書	(報告～質疑)
日程第 6	報告第 5号	平成24年度与謝野町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書	(報告～質疑)
日程第 7	議案第56号	人権擁護委員候補者の推薦について	(提案理由説明～表決)
日程第 8	議案第57号	与謝野町公平委員会委員の選任について	(提案理由説明～表決)
日程第 9	議案第58号	与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について	(提案理由説明～表決)
日程第10	議案第59号	与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について	(提案理由説明～表決)
日程第11	議案第60号	与謝野町財産区管理委員の選任について	(提案理由説明～表決)
日程第12	議案第61号	与謝野町教育委員会委員の任命について	(提案理由説明～表決)
日程第13	議案第62号	与謝野町子ども・子育て会議条例の制定について	(提案理由説明)
日程第14	議案第63号	与謝野町職員の厚生制度に関する条例の一部改正について	(提案理由説明～表決)
日程第15	議案第64号	与謝野町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	(提案理由説明～表決)
日程第16	議案第65号	与謝野町難病患者等ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の廃止について	(提案理由説明～表決)
日程第17	議案第66号	平成25年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）	(提案理由説明)
日程第18	議案第67号	平成25年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）	(提案理由説明)
日程第19	議案第68号	平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	(提案理由説明)

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第51回平成25年6月定例会を開会し、本日の会議を開きます。

本当に季節の移り変わりは早いもので、まだ、この間まで桜が咲いていたと思っておりましたが、もう既にすっかり田んぼも青くなりまして、季節の移り変わりを、本当に日本人としてよかったなと思う、きょうこのごろでございます。今定例会におきましては、一般質問も15名という方々が登壇していただきます。ぜひとも活発な、そして、内容の深い議会になることをお祈りいたしまして、また、念じまして、冒頭に対しましての挨拶といたします。どうぞよろしく期間中、お願いいたします。

ここで、太田町長から挨拶の申し出がありますので、お受けいたします。

太田町長。

町長(太田貴美) 皆さん、おはようございます。

ことはは平年より早く梅雨入りし、長雨の季節となりましたが、濃淡冴え渡る新緑の山々に抱かれた田んぼでは、ようやく田植えが終わり、緑鮮やかな若苗のじゅうたんが一層目に優しく感じられるきょうこのごろでございます。本日、ここに第51回平成25年6月与謝野町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には公私ともに大変ご多忙の中、ご参集いただきまして、心より熱くお礼を申し上げる次第でございます。

本定例会では、専決処分の報告案件1件、平成24年度一般会計繰越明許費繰越計算書及び簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告案件2件、人権擁護委員候補者の推薦案件1件、公平委員会委員の選任案件1件、固定資産評価審査委員会委員の選任案件2件、財産区管理委員の選任案件1件、教育委員会委員の任命案件1件、子ども・子育て会議条例の制定案件1件、職員の厚生制度に関する条例及び福祉医療費の支給に関する条例の一部改正案件2件、難病患者等ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の廃止案件1件、また、平成25年度一般会計補正予算(第1号)、簡易水道特別会計補正予算(第1号)及び国民健康保険特別会計補正予算(第1号)などをご提案することといたしております。

どうぞよろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

町民の皆様のお生活をお支えするため、引き続き一生懸命頑張ってまいりたいと存じますので、議員の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、本定例会の開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(赤松孝一) 本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

なお、申しおくれましたが、本日、本会議終了後に全員協議会を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

ご報告いたします。お手元に配付しておりますように、本定例会に提出されております議案は、報告第3号 専決処分の報告について、(和解及び損害賠償の額を定めることについて)ほか15件であります。

以上、16件を上程します。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第116条の規定により、13番 井田義之議員、14番 糸井満雄議員、以上2名
にお願いすることにいたします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの19日間としたいと思いますが、
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(赤松孝一) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月21日までの19日間と決定しました。

次に、日程第3 諸般の報告を行います。諸般の報告につきましては質疑は行いませんので、
念のため申し上げておきます。

最初に、総務常任委員会の活動報告をお願いします。

家城委員長。

総務常任委員長(家城 功) 皆さん、おはようございます。

総務常任委員会の活動報告をさせていただきます。まず、最初に平成25年4月26日、水曜
日に宮津ターミナルセンター、宮津駅の中にありますが、におきまして北近畿タンゴ鉄道株式会
社の役員さんとの懇談会を実施いたしました。北近畿タンゴ鉄道株式会社の大槻代表取締役社長
ほか担当役員さん、担当職員さんの対応をいただきまして運営状況や取り組みなど、懇談を約
2時間において、させていただき、有意義な懇談会になりました。北近畿タンゴ鉄道では、現在、
年間、約7億7,000万円ぐらいの赤字計上の状態でございますが、さまざまな取り組みや努
力をされているということで、ことし4月14日より観光型列車、あかまつ、あおまつの導入運
行もされ、一日2ルート、各2便が現在、好評運行中ということでございます。ほかにも沿線市
町のイベント、また、行事などとの連携を図り、スタンプラリーなどをされたり、事業を実施さ
れているということで、地域と密着した経営に取り組んでおられるということでございます。ま
た、これは観光雑誌のアンケート結果ではございますが、京都北部への入り込み客、約540万
人のうち14%に当たる77万人ぐらいが列車、汽車の利用であるというデータもあり、車社会
の現代において、大変厳しい状況ではあるけれども、少しでも乗客をふやす努力を今後してい
きたいというようなことでございます。

委員の各位からは、野田川駅の特急列車の停止の件や利用客の状況の確認、また、学校連携と
の体制などの意見もあり、役員の方からは地域とかわりを強化し、地域に愛される鉄道運営を
していきたいというようなことでございました。それと町への要望としては、町内の観光名所を
できるだけPRし、多くの人に来てもらえるようにしていただきたい。また、駅からあとの交通
の便について、非常に行きにくいというお客さんの声があると、それから目的地へのアクセ
スが便利になれば入り込み客もふえるのではないかとといったような会社側の思い、また、考え方
を聞かせていただきましたので、行政におかれましては、また、できる範囲で一層のご協力をお
願いしたいと思います。

町民の皆さんにおかれましても、ときには列車でゆっくりとお買い物や、また、ちょっとした

旅行などにご利用いただき、また、お仕事でもお使いいただければ、ちょっとでも地域に密着した鉄道として愛していただけると感じておりますので、ぜひ、ご利用をお願いします。

それから、入札に係る委員会協議をさせていただきました。この件につきましては、昨年5月臨時会で可決された入札に係る請願書の結果を町宛てに報告した件で、町からの回答を、どう扱うかという協議を全員協議会の委任を受けて担当課にも出席していただき、委員会協議をさせていただきました。さまざまな意見が出ましたが、この後の全員協議会で議員の皆さんには報告をさせていただく予定をしております。

それから、視察研修につきましては、総務常任委員会では7月3日、4日に視察研修を予定しております。行き先につきましては、兵庫県篠山市、それから、岡山県和気町にお伺いし、行財政運営について、また、消防のほうで和気町につきましては非常に力を入れておられるということで、地元企業との連携、また、消防活動、また、そういったことをお聞かせいただく、勉強させていただく予定をしております。結果につきましては、9月の定例会にて報告をさせていただく予定でございますので、よろしく申し上げます。

以上、総務常任委員会の報告を終わります。

議長（赤松孝一） はい、ありがとうございました。

次に、文教厚生常任委員会の活動報告をお願いします。

野村委員長。

文教厚生常任委員長（野村生八） 3月定例会後の文教厚生常任委員会の活動報告を行います。

まず、4月3日、与謝野町の婦人会との懇談会を議会基本条例に基づいて行いました。婦人会の皆さんが大変活発に活動されている内容を詳しくお聞きをいたしました。そして、議論の中では子育て論について活発な議論を行い、2時間にわたる懇談が、非常にあっという間に過ぎると、そういうことで取り組ませていただきました。次回、また、進めたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、4月23日、委員会を開きました。この中では福祉課の所管については、やすらの里のオープンの状況について報告を受けました。また、DV、あるいは虐待、これらの内容を、福祉課の所管について報告を受けました。また、保健課についてのリハビリ棟の状況や診療所の運営について報告を受けました。教育委員会からは、橋立中学校への日置、そして養老中学校の統合について宮津市からの報告の内容などを含めて説明を受け、そして、その後、いろんな委員から意見が出されて全協なども開かれ、橋立中学校組合も開かれて、その後も進んでいます。

なお、やすらの里やリハビリ棟については、あさって見学を、委員会として、していきたいというふうに思っています。

次に、5月21日、22日には視察研修を行いました。21日には三重県の志摩市に地域福祉計画について視察に行きました。既に第2次の地域福祉計画がつけられ、その中間の年として、かなり福祉計画に基づいた福祉の全般の取り組みが進められていました。とりわけ小さな地域の単位での取り組みを中心にした福祉の取り組みが非常に参考になったかなと思っております。また、志摩市については、保育所と幼稚園の再編の取り組みが進められていました。六つの町が合併したということで、それに基づいて当町でも大きな課題になっている幼稚園と保育所の具体的な統

合は、かなり進んで、再編統合が進んでいまして、保育所と幼稚園を一つの建物の中で有効に運営している、そういう内容も視察をしてきました。詳しい報告については、まだ、委員会で報告書の検討ができておりませんので、改めて報告をさせていただきたいと思います。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

議長（赤松孝一） ありがとうございます。

次に、産業建設常任委員会の活動報告をお願いします。

多田委員長。

産業建設常任委員長（多田正成） 皆さん、おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会の活動報告をさせていただきます。平成25年4月11日ですが、午前10時より元気館におきまして観光協会と当委員会との懇談会を開催いたしました。目的としましては、議会活性化の取り組みとして町民との議会懇談会、各種団体との懇談会を通し施策的見識を討議に反映させ、町民の要望、各種団体の負託に応えられる議会にしていこうという思いと、やはり主たる目的は当委員会の所管であります商工観光課にかかわる観光協会の会長さんをはじめ、三役、理事の方々との意見交換をさせていただく中で、当町の観光資源が地域経済の振興にどう生かせるかなど、議論を深めるためであります。会議内容につきましては、まず、観光協会の会長様より現在の取り組み、考え方、課題について報告を受けました。その後、各自委員、役員との意見交換となりまして、特に現在の取り組み、今後の課題が重点的に議論となりまして、双方闊達な意見交換をさせていただきました。

観光協会の取り組みとしましては、情報発信、フォトコンテスト、ガイド育成、文学コースの設定、与謝野自慢、海の京都推進協議会での各団体との連携など、取り組んでおられました。今後の課題につきましては、観光施設への誘客はコストがかかるが、旅行エージェントとの取り組みが必要、今後は大きな団体ではなく、マイカー、個人層の誘客が必要、人は行く理由がないと行かないので、行く理由をつくる必要がある、ケーブルテレビを活用し、資源の価値観を知らせることが必要、本格的に観光振興に取り組むには、観光協会の人手が足りないなど、課題が出されました。

最後にまとめとして、当町の観光振興に対する思いは双方同じでありましたが、観光協会を預かる役員さんの考え方、議員の考える観光協会への思いは少し相違があることがわかりました。今後、当町の観光振興を考える上で各関係団体が共通の認識を得、連携を図るために一堂に会して再度、議論、協議を進める必要があると思います。それぞれの団体は役目として頑張っていたいておりますことは感謝をしなければなりません、しかし、当町の観光資源を生かし、経済に結びつく観光振興を進めようとするなら、同じ目的に向かって関係団体が、それぞれの役目を認識し、その目的に力を出し合うことの仕組みが必要ではないかとの見解であります。当委員会といたしましても、さらに議論を進めることが必要と考えております。

次に、25年4月22日の午後より町内農業視察と織物訓練センターを視察をさせていただきました。目的としましては、平成23年度より新規就農者支援事業、京野菜こだわり産地支援事業の中でパイプハウスの整備事業が進められてきました。24年度も引き続き整備事業を取り組んでこられ、その成果と課題など聞かせていただき、現状把握をさせていただき、今後の農業振興に対する調査研究を目的といたしました。

織物技能訓練センターにつきましては、商工会機業部の施設活用の状況と取り組みの把握、織物業界の現状と今後の展望など、調査研究を目的といたしました。まず、一つ目の農業視察につきましては、滝地域で伊藤氏が経営されるパイプハウス3棟と、上山田地域で経営される井上氏のパイプハウス6棟を視察させていただきました。農産物の栽培につきましては、九条ネギ、キュウリ、ハウレンソウ、水菜などに取り組みられているようであります。主体は九条ネギの栽培ですが、経営試算では10アール当たり、収穫量が約1万2,500キロ、売り上げがざっと650万円ほど、そのうち経費は400万円ほどかかるようであります。差し引きしますと所得が250万円ほどということで、試算をされて取り組んでおられました。まとめとしましては、双方一人で経営に取り組んでおられましたが、伊藤さんにつきましては、地元の大手農業者で修行され、独立されての農業経営に取り組んでおられました。

一方、井上さんにつきましては、都会のサラリーマンから転職されての農業経営であります。もともと当町の出身であります。お二方は40代で農業に取り組まれる姿勢と情熱はすばらしく、また、頼もしく感じました。当町の農業が、このような形で若い方へ受け継がれることを期待いたしますが、そのためには、さらに就農育成施策が必要であります。農業は自然にも左右され厳しいものがあります。また、パイプハウスといった新たな農業経営にも幾多の困難があるかと思いますが、お二方には当町の農業振興のために大いに頑張っていたいただきたいと期待いたします。

次に、二つ目の織物技能訓練センターを視察させていただきました。商工会機業部の一色部会長様、長島商工会事務局長様の出迎えを受けまして、まず、一色部会長より織物業界の現況と今後の取り組み、展望、課題などを聞かせていただきました。その後、事務局長の施設概要と現在の取り組み、今後の活用についての考えなど、聞かせていただき、また、施設内も視察させていただきました。手機の活用状況、力織機の活用状況など把握させていただきました。施設の活用、取り組みについては織機調整の講習会、ダイレクト、コントローラーの講習会、手機体験学習など、台湾の学生さん、障害者、福祉学園の皆さん、着物学院生さんなど、体験学習に取り組んでおられました。利用状況は手機利用が234回、延べ人数666人、力織機利用は116回で延べ人数が155人の利用状況でありました。その後、質疑応答の時間をもちまして、協議いたしました。その中で、今後の取り組みにつきましては、体験観光に結びつけた織物と観光を今後の課題として取り組みたいとのことでありました。一色機業部会長さんは産業振興会議の副会長さんでもあり、振興会議でも取り上げていきたいとのことでもあります。今後に期待いたします。

まとめとしましては、織物商品開発や事業の取り組みをされ、若手後継者が少なく、現状は大変厳しいものがありますが、新たな取り組みとしてファッションウイーク事業などによっては取引先の展望もあり、織物振興に対する取り組み方、支援施策のあり方を従来とは違う考え方で取り組む必要があると感じました。以上、町内視察の報告をさせていただきました。

次に、町外視察であります。研修をさせていただきました。日時につきましては、平成25年5月14日から15日、二日間の日程で当地を6時30分に出発いたしまして、まず、広島県北広島町を目指して行かせていただきました。その視察先の視察目的について、簡単に報告させていただきます。

まず、先ほど言いましたように、日時が平成25年5月14日から15日、二日間の日程、視察先、1日目は広島県の北広島町役場に寄せていただきました。2日目は岡山県倉敷市倉敷ファッションセンターと、それから児島産業振興センター、倉敷美観地区を視察させていただきました。目的につきましては、水道事業、民間委託の調査研究について、水道法に基づく第三者委託、包括的民間委託など、調査、研修をさせていただきました。

次に、定住支援事業の研修についてであります。北広島町暮らしアドバイザー事業ということ研修をさせていただきました。

三番目に交流人口拡大事業の研修について、小学生から高校生の民泊体験事業なども研修させていただきました。まず、1日目は、以上の取り組みで視察研修をさせていただきました。次に、2日目につきましては、織物産業の振興、活性化の取り組みについて、倉敷ファッションセンターの果たす役割、取り組み、考え方、今後の展望など、研修をさせていただきました。二つ目に児島産業振興センターの取り組みについては、地場製品の展示、販売、デザイナーによるインキュベーションの取り組みについて研修をさせていただきました。三つ目に重伝建と観光振興への取り組みについて、倉敷美観地区の現地視察、重伝建保存と観光への取り組みなど調査研究をさせていただきました。内容につきましては、詳細に、また、委員会からレポートを出しておりますので、そちらのほうで見ていただくと幸いです。以上をもちまして産業建設常任委員会の活動報告とさせていただきます。以上です。

議長（赤松孝一） ありがとうございます。

次に、議会活性化特別委員会の活動報告をお願いいたします。

井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） おはようございます。

活性化委員会の3月定例会以後の報告をさせていただきます。

4月22日と5月27日、2回、委員会を開催いたしましたので、その協議内容について簡単に報告したいというふうに思います。

まずは、平成24年度の活性化委員会としての議会基本条例の検証、それから、今後の検討課題等について、協議をいたしましたけれども、大ざっぱに報告をさせていただきたいというふうに思います。

まず、第4条の参考人制度及び公聴会制度については、一定のルールをつくったほうがよいのではないかという意見が多数あったというふうに思います。それから、政策等の形成過程の説明については、現状のままでとりあえず委員会なり、議会のほうから要望があれば要請をするということで一応、決まったのではないかなというふうに思います。

それから、議員間の討議については、最近、議題も多く、全員協議会等で議長のもとでもやっただいておる中で、結構な議員間討議ができていないのではないかと、委員会としては取り組むことは、あまりないかなという中ですけれども、議員間討議が町民の皆さんにわかってないということで、お知らせの方法を検討したらどうかという意見がありました。

それから、議決案件についての件ですけれども、議決案件については、いろいろと町長のほうと協議をして、前回、協議をしていただいた中で、例えば後期基本計画等が議会の審議内容に入りましたけれども、本当にあれでよかったんかなという、我々自身、反省も踏まえて、そういう

議案についての審議方法をセクション別に分けるとか、何か考えなければならないのではないかなという意見が多々あったというふうに思います。

それから、定数削減後の委員会条例、委員会構成についてですけれども、来年の選挙を待って新しい議員で決めていただいたらどうかという意見が多数ありましたけれども、これについては行政の機構改革のほうも進めておられるのではないかとということもありますので、その行政のほうの機構改革がしっかりと進んだ中で、我々議員の構成を、16人になった中で、どういうようにするのかということについては、改めて協議をしてはどうかという方向で大方の意見が一致したのではないかなというふうに思います。

それから、インターネットのライブ中継については、まだ、なかなかわかりづらい点がたくさんあるので、調査研究が必要であるということです。

それから、最後になりますけれども、議会懇談会については、平成24年度の議会懇談会については、もう既に議長あてに委員会としての報告書を上げております。あとは議運のほうで何とかお願いできないだろうか、我々の手から、もう離れておるという見解でありました。

それから、平成25年度の第2回の議会懇談会についても、実施要綱等にのっとり、また、議運の仕事ではないかなという意見が多数を占めておりますけれども、少数意見としては我々で、議運のほうも大変忙しいのでという意見もありました。このことについては、私のほうから、その27日の会議ですけれども、議長に報告をしながら調整をするということになっておりますが、27日からきょうまで、議長の顔も、きょう初めて見ましたので、報告をしておりませんので、その件については、また、報告をしながら協議をしていきたいなというふうに思っております。そんな中で、今後の活性化委員会のあり方というのか、継続するのかどうかというようなことも、議論の中では出ておりますので、そのことも含めて議長なり議運の委員長さんとも相談をさせていただいたらどうかというふうに思っております。

以上ですけれども、一応、簡単に報告させていただきました。詳しくは、それぞれの会派、それから、無党派の方も含めて代表の方が活性化委員会に出てきていただいておりますので、その方々にしっかりと聞いていただいて、皆様のご意見も伺いながら今度の委員会を開きたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長（赤松孝一） ありがとうございます。

次に、庁舎問題特別委員会の活動報告をお願いいたします。

谷口委員長。

庁舎問題特別委員長（谷口忠弘） それでは、庁舎問題特別委員会の報告を申し上げます。

報告はですね、先月、23日に開催をいたしました第16回の委員会報告というぐあいになるわけですが、後で少し述べますが、本委員会もですね、一つの区切りとしまして、最終的には本定例議会で議決をしていただきますけども、16回の委員会では報告書案を作成をさせていただきまして、委員の各位にチェックをいただきました。次回、17回は、この6月10日に予定をしておりますけども、そのところで閉会という形でしたいということを私のほうから提案をさせていただきまして、賛成多数でご同意をいただいたということでございます。

そこで、少し長くなりますけども、まとめとして報告書案ができておりますので、その中身につきまして、ちょっとかいつまんでご説明をさせていただこうかなというぐあいに思っています。

ので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この本委員会はですね、平成23年5月28日に開催をされました庁舎統合住民説明会ですね、これが発端になりまして、町長から提案のあった庁舎統合案につきまして当町議会として、庁舎のあり方について調査研究を行うため平成23年6月9日、定例会におきまして議会庁舎問題特別委員会を設置したようなわけでございます。この委員会は設置されてから、はや2年間が経過して、この間、計16回の委員会を開催し、行政から提案のありました庁舎統合案につきまして、行政当局から資料の提出を求め、説明を受けたり、また、講師を招いて研修会を開催するなど精力的に調査研究を重ね検証をしております。また、この間、議会に対しまして2件の請願が提出されまして、その審査等も行いました。この2年間はですね、16回にわたる中で、いろいろな経過がございましたけれども、特にポイントとなったのは平成24年1月31日に町長の庁舎問題にかかわる諮問機関となる庁舎統合検討委員会を立ち上げられたこと。また、数回の会議を開催され、一定の結論を得て、同年11月7日に町長へ答申が出されました。将来、総合庁舎化を進める点では一定の結論というか、一定の同意が得られたものの、また、多様な意見もございまして、3分の2の賛成の結論が出なかったことにより、もう少し議論を深め進めていくべきであるとの観点から、少し期間を設けるような状況になったということでございます。ここで本委員会も並行して議論を進めてきた経緯の中で、ここで一定のけじめと申しますか、区切りをつけることが必要と考え報告書を作成し、本委員会を閉じることを第16回の委員会で提案をさせていただきまして賛成多数で同意をいただいたというところでございます。

委員会での報告書の中身について、少しかいつまんで報告をさせていただきますと、一つは特別委員会の設置の目的、人数、期間などを記載させていただき、二つ目は16回を重ねた各委員会の日時と協議事項を時系列的に書かせていただき、経過を追って記載をさせていただいております。三つ目は、その委員会の具体的な協議事項についても、内容を少し記載をさせていただいております。四つ目は、まとめとしまして、特に平成24年5月10日に同志社大学の真山先生をお招きし、いろんな角度から庁舎問題に触れていただきました。委員からの質問にもわかりやすく実例を交えてお答えをいただき、その内容を記載をさせていただいております。

また、請願についても5回の委員会と4回の分科会において審議を重ねてまいりました。途中、二つ出されました請願の一つが取り下げられましたが、残る請願については、いろんな角度から協議を重ねましたが、この請願が出された後、いろんな状況、情勢の変化が起こりまして、その結果、内容についてもかなりの部分で実現できたこともありまして、全文をそのまま採択することが難しくなったこと。また、一方では、この庁舎問題は行政側が事前に検討委員会を立ち上げないで、少し拙速に進めたところがあり、住民感情に対する配慮が欠けていたことも否めないのではないかと考え、一部の委員からは採択、不採択の採決をすべきとの意見がございましたが、多くの意見としては、審議未了につき廃案とすべきというものであり、そのような結論を出させていただいたところであります。

最後に今後のことにつきまして触れさせていただいておまして、今後の社会情勢による人口の減少でありますとか、また、今後の職員数の減少、また、厳しい財政状況などを踏まえて、行政のスリム化は避けて通れないことでありまして、総合庁舎化は必須であること。また、その場合におきましても、当面は支所機能の必要性で、また、その機能の幅をどう持たせるべきなのか、

主に福祉、防災面での住民の不安や懸念を生じさせないような配慮が必要であることなどを指摘して、まとめさせていただきました。まとめでは全会一致まではいかなくても、大方の委員の合意形成がとれた部分で記載をさせていただいているところでもあります。しかし、16回に及ぶ委員会では多種多様な意見が出まして、意見の集約が難しかった部分も多くあるため各回の議事録を添えて議長に提出をさせていただく予定にしております。

本委員会は、本6月議会で閉会とさせていただく予定にしておりますが、庁舎問題は、これで終わったわけではないので、今後は、常任委員会、また、必要であれば新しい形を整えた委員会を立ち上げていっていただければいいと考えます。

以上で、少し長くなりましたけども、庁舎問題特別委員会の報告にかえさせていただきます。

議長（赤松孝一）ありがとうございました。

次に、収賄事件再発防止調査特別委員会の活動報告をお願いいたします。

有吉委員長。

収賄事件再発防止調査特別委員長（有吉 正） それでは、収賄事件再発防止調査特別委員会からの報告をさせていただきます。3月26日に京都地裁におきまして、贈賄側の刑が確定をしております。控訴もなく刑は確定し、これで収賄側、贈賄側ともに刑が確定をいたしております。

5月10日の日に委員会を開催いたしました。議題につきましては、与謝野町収賄事件再発防止検討委員会の検討状況について、耐震診断及び設計業務委託に係る指名委員会の対応について委員会を開催いたしました。これには堀口副町長、奥野総務課長、小牧主幹、長島主任に出席をさせていただいております。この5月で、この事件が起きましてから1年になるわけですが、今後とも慎重に進めてまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

議長（赤松孝一）ありがとうございました。

続きまして、一部事務組合の報告をお願いいたします。

まず、最初に与謝野町宮津市中学校組合議会臨時会の報告をお願いいたします。

宮崎議員。

6番（宮崎有平） それでは、与謝野町宮津市中学校組合議会の報告をさせていただきます。

去る5月13日に岩滝庁舎議場におきまして、平成25年第2回与謝野町宮津市中学校組合議会臨時会が行われました。議題は2点ありまして、1点目は議案第5号の専決処分の承認を求めることについてであります。提案理由は与謝野町宮津市中学校組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法の定めにより、平成25年3月29日に専決処分をしたので、承認を求めるものであります。この専決処分は与謝野町宮津市中学校組合職員の給与に関する条例、平成20年与謝野町宮津市中学校組合条例第2号の一部を改正するものであり、与謝野町宮津市中学校組合職員の給与は、与謝野町職員の給与に準じることになっておりますので、したがって、与謝野町職員給与を3%減額することを与謝野町議会において認められたことにより改正するものであります。この議案第5号に対しまして、質疑がございましたが、全員賛成により可決いたしました。

2点目は、議案第6号の平成25年度与謝野町宮津市中学校組合一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を、それぞれ7,675万2,000円とするものであります。歳出につきましては、学

校施設整備事業工事請負費の給食施設進入路改修工事が25万円と、土曜教育実践研究事業の7万4,000円が補正計上されておりました。補正額の財源内訳は学校管理費に一般財源から25万円、教育振興費に国・府支出金から7万2,000円、それと一般財源から2,000円となっております。この議案第6号に対しましては質疑はなく、全員賛成により可決いたしました。

それから、臨時会閉会后に全員協議会が開催されまして、橋立中学校への日置中学校、養老中学校の統合について垣中教育長から説明がありました。また、宮津市の藤本教育長と尾崎総括室長も出席されておまして、議員の質疑に応答されておられました。内容につきましては、既に議会におきましても報告されておりますとおり、平成26年4月から日置中学校を橋立中学校に統合するものであり、養老中学校の統合は地元と協議中のため平成26年4月の統合は見送りとするという内容でありました。

以上で、与謝野町宮津市中学校組合議会臨時会の報告とさせていただきます。終わります。

議長（赤松孝一） ありがとうございます。

次に、宮津与謝環境組合議会臨時会の報告をお願いいたします。

今田副議長。

副議長（今田博文） それでは、宮津与謝環境組合の報告をさせていただきたいというふうに思います。組合設立がございまして、管理者に井上宮津市長、副管理者に吉本伊根町長、太田与謝野町長が就任をされました。組合職員の構成ですけれども、事務局長、事務局次長、事務局次長補佐、主査、嘱託、この5名体制でございます。そのうち3名が市町からの派遣職員ということになっております。5月20日に第1回臨時議会が開催をされました。議会の構成ですけれども、宮津市が4人、伊根町が2人、与謝野町が4人、10人構成でございます。議長、副議長の選挙が行われました。議長には管理者である宮津市から木内議員、副議長には与謝野町から私、今田が就任させていただきました。それから監査委員の提案がありまして、宮津市の稲岡修さん、それから、議会選出につきましては、伊根町の奥野議員さんが、それぞれ選任をされました。議案につきましては、人事案件、専決処分、平成25年度一般会計予算、条例の制定など41議案が提案をされまして、全議案、可決をいたしました。一般会計の内容について簡単に報告をさせていただきます。予算額は1億5,069万1,000円、歳入ですけれども、分担金が1億1,715万7,000円、その割合ですが、宮津市が5,096万3,000円、伊根町が620万9,000円、与謝野町が5,998万5,000円ということになっております。それから、国庫補助金としまして3,353万3,000円、これは循環型社会形成推進交付金ということで交付をされたものでございます。

それから、歳出の主なものですけれども、給料、派遣職員の給与負担金、嘱託職員の人件費などに4,073万5,000円、生活環境影響調査に1億900万円計上をされておりました。環境影響調査については、国の暫定予算は新規事業が認められなかったため26年度予算の成立をもって事業に着手をすることになりました。このため予定していた25年5月の春期調査が実施不可能となったため、一部が26年3月に実施をされます。今後の業務といたしまして、平成25年度では事業計画の整備、環境影響要因の把握、地域環境の概況調査、現況調査を行う環境要素の設定ということになっております。平成26年度では予測、影響の分析、環境保全対策の

検討、生活環境影響調査書の作成などというふうに、このように予定になっております。

以上で、環境組合の報告とさせていただきます。終わります。

議長（赤松孝一） ありがとうございます。

最後に私のほうから議長報告をいたします。

いろいろと報告はあるわけですが、中でも先月の5月27日、28日、29日と東京のほうへ出張してまいりました。最初の27日の日は京都府選出の国会議員さんの議員会館のほう、参議院、衆議院を回りまして、国会の、ちょうど参議院をやったので国会で傍聴をいたしまして、なお、谷垣法務大臣のところへ訪問いたしまして、いろいろと懇談をしてまいりました。それから、28日の日は滋賀県の町村議会と、隣の兵庫県の町村議会と京都府と3府県の町村議会主催によります地方行財政をめぐる動向というふうなタイトルで、全国町村議長の事務総長、江端康二さんを講師にお迎えしまして、勉強をしてまいりましたが、主には道州制の件でございました。皆さんもご存じのように、ただいま道州制が非常に、我々地方自治にとりましては大きな課題でございます。この件につきましては今月の13日の日に京都府の招集によりまして、京都におきまして道州制の連絡会ということがございまして、私と町長とが出席する予定でございますが、まだ、京都府のほうの見解も詳しくは聞いていませんが、皆さんに報告事項としましては、本年の4月15日に全国町村議長会では会長名で道州制導入に関する緊急声明という声明文を公表しています。大事なことでありますので、ちょっと読み上げます。

全国町村議長会は、平成20年の町村議会議長全国大会以来、全国の町村議会の総意により住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことと、政府与党に対し協力を申し入れてきたところである。しかしながら、与党を中心に道州制の導入が決定したかのごとき道州制推進基本法案が国会に提出されようとしていることは、まことに遺憾である。

そもそも道州制導入の、これまでの議論は政府与党や財界主導、大都市中心により進められてきたものであり、住民に一番身近な当事者である我々町村と真摯な議論も丁寧な説明もない上、また、国の形の根本であるにもかかわらず、国民的な議論もないまま、一方的に中央から押しつけようとするのは地方分権の精神に反するものである。また、基礎自治体と同州の二層制は小規模町村の存在を否定し、国策として推進されてきた平成の大合併に続き、事務権限の受け皿という名目のもと、事実上の強制合併を余儀なくされるものであり、住民と行政の距離が遠くなり住民自治が衰退してしまうことは明らかである。こうしたことは、今まで国民の生活を支えるため食糧供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、個性あるまちづくりを進めてきた我々町村に対する暴挙である。よって、我々町村議会は住民自治の推進に逆行し、町村の存在を否定する道州制の導入には断固として反対する。

このような緊急声明を全国町村議長会会長、高橋正さん名で発令をしています。皆さんも、この件につきましては、十分の研究調査を、ここで行っていただきたいと、こんなふうに思っています。また、お昼からは金井利之さんという東京大学の教授でございますが、町村議会に期待するというので基調講演をいただきました。また、その後、シンポジウムとしまして、これからの町村議会のあり方ということでございまして、そこにはコーディネーターには松本克夫先生、この方は今はフリーのジャーナリストでございますが、この方をコーディネーターにいたしまして、北海道の鹿追町議会の議長、岩手県の西和賀町議会の議長、茨城県の大洗町議会の議長、兵

庫県播磨町議会の議長、この4名の方がパネリストとして、いろいろとお話を聞かせていただきました。大変意義のある身に迫った話題を、やはりどこの議会でも日本全国、同じような悩みや課題を持ち、そして、本当に真摯に取り組んでおられる、やはりこれは大切なことだと思っていた。特に私が痛切に感じましたのは、テレビ放送をしていますから、住民には十分届いていると、こんなふうに思っていたが、やはり議会を傍聴していただくことが、まず、一番だと、決して今のメディアだけに頼っていたらだめだと、この議場に足を運んでいただく工夫、努力、これがやはり今、我々に少し足りない部分かなと思っています。

ぜひとも、そんなことで、また、詳しい資料は事務局にございますので、見ていただければ結構かと思えます。

なお、次の29日の日には、歴史作家の加来耕三さんのほうより、歴史に見るリーダーの資質というふうな声をいただきました。その後、TBSのテレビの報道局で「みのもんたの朝ズバッ!」のコメンテーターとか、ニュースの森のキャスターをされています杉尾秀哉さんによります、今の現状をいろいろとお話をいただきました。大変実りのある勉強会でした。ぜひとも皆さんにも、その一端をお伝えしたいと思うんですが、なかなか限られた時間でございますので、上手にご報告できませんが、よろしく願いをいたします。以上で終わります。

議長（赤松孝一） それでは、ここで45分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時27分）

（再開 午前10時45分）

議長（赤松孝一） それでは、ご着席、お願いいたします。

休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

次に、日程第4 報告第3号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

直ちに報告を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 報告第3号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法の定めにより専決処分したので、その内容をご報告申し上げます。

専決処分の対象となりました事故は1件でございます。平成25年4月22日、午後2時30分ごろ、与謝野町字岩屋271番地の2の坂根登宅で、し尿くみ取り作業に当たっていました住民環境課職員（衛生プラント勤務作業員）が、便器に水道水のホースで注水した状態で少し現場を離れたところ、水道用ホースがあばれて便所室内壁に当たってしまい、壁土の一部を剥落させてしまうという事故が発生しました。

この事故について、当町が加入する保険会社と協議しました結果、過失割合を当方が100%、相手方が0%とした上で、相手方損害額3万7,107円という全額を、当町が加入する総合賠償補償保険から賠償するとして、示談が成立したものでございます。この事故について、示談の協議を受け、地方自治法の定めによりまして、専決処分としました。

なお、今後は一層丁寧な作業に努めるよう職員に指導してまいる所存でございます。以上、簡単にご説明し、ご報告とさせていただきます。

議長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで報告第3号を終わります。

次に、日程第5 報告第4号 平成24年度与謝野町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

直ちに報告を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 報告第4号 平成24年度与謝野町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明、ご報告を申し上げます。

別紙に上げておりますように、平成24年度の繰越明許を行いました事業は14事業ございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日までに繰越計算書を調整して報告することとなっておりますので、今回、報告させていただくものでございます。

まず、災害に強い森づくり事業、染色センター管理運営事業、道路新設改良事業、河川改修事業、消防施設等整備事業につきましては、雪による事業実施のおくれや排水処理や河川放流等の調整などに時間を要したことにより、繰り越したものでございます。地域防災計画策定事業は、年度内に防災会議を開催し、最終確認をいただいた上で製本まで行う予定でございましたが、国が原子力対策に関する方針を示すのに時間を要したことから、防災会議そのものの解散に至らず、繰り越したものでございます。また、屋内体育施設管理運営事業は、岩滝体育館の耐震診断を実施していたものの、職員の不祥事により一旦、契約を解除するなど、繰り越しせざるを得なくなったことによるものでございます。

そのほかの事業は全て、国の大型補正に伴う事業でございまして、3月補正予算に計上させていただいたものであり、物理的に年度内執行には限界のものがございましたので、25年度へ繰り越したものでございます。

以上ですが、事業によっては国や府支出金、辺地債や合併特例債の地方債を充当いたしております。以上、簡単にご説明し、ご報告とさせていただきます。

議長(赤松孝一) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで、報告第4号を終わります。

次に、日程第6 報告第5号 平成24年度与謝野町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

直ちに報告を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 報告第5号 平成24年度与謝野町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。

別紙に挙げておりますように、平成24年度の繰越明許を行いました事業は一本ございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日までに繰越計算書を調整して報告することとなっておりますので、今回、報告させていただくものでございます。

簡易水道改良事業につきましては、加悦簡易水道施設整備事業の中で、京都府が実施しております府道温江加悦線の順気橋のかけかえ工事が工事延長されたことに伴い、配水管添架工事が繰り越しとなったものでございます。繰越財源は、地方債を充当いたしております。

以上、簡単にご説明し、ご報告とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで、報告第5号を終わります。

次に、日程第7 議案第56号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第56号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

与謝野町では、現在11名の人権擁護委員にお世話になっており、任期は3年で議会の意見を聞いて、町長が推薦し法務大臣が委嘱することになっております。現在、委員をお世話になっております、中島晃昭氏の任期が平成25年9月30日をもって満了となるため、人格高潔で最適任者として山口薫氏を後任の委員に推薦いたしたくご提案を申し上げるものでございます。

法務大臣の委嘱手続に時間を要するため、9月議会で審議していただくことでは間に合わないことから、今議会に提案をさせていただいたものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認め、これより議案第56号を採決します。

本案は、原案の候補者を最適任者として推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第8 議案第57号 与謝野町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第57号の与謝野町公平委員会委員の選任について、提案理由をご説明申し上げます。

与謝野町公平委員会委員としてお世話になっております、坂根功三郎氏の任期が来る6月30日をもって満了することとなりますので、引き続き同氏を選任することとしてご提案を申し上げます。任期は4年となっております。坂根氏は旧野田川町の公平委員会委員に引き続いて、与謝野町の公平委員会委員をお世話になっておりますが、地方行政の経験も豊富で造詣が深く、人格高潔で公平委員会委員として最適任者と認めるものでございます。よろしくご審議いただき何とぞご承認いただきますようお願いいたします。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認め、これより議案第57号を採決します。

本案について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号 与謝野町公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第9 議案第58号 与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について、及び日程第10 議案第59号 与謝野町固定資産審査委員会委員の選任について、以上2件についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第58号及び第59号として一括上程されました、与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

与謝野町固定資産評価審査委員会委員は、現在6名の委員でお世話になっておりますが、議案第58号の上田昭氏の任期が平成25年6月30日をもって満了となるため、同氏を引き続き委員として選任いたしたくご提案を申し上げます。同じく議案第59号の和田洋一氏の任期も、同じく平成25年6月30日をもって満了となるため、後任に土田清司氏を委員として選任いたしたく、ご提案を申し上げます。

両氏とも人格高潔で固定資産評価審査委員会委員として最適任者と認めるものでございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） これより議案第58号及び議案第59号につきまして、一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(赤松孝一) ご異議なしと認めます。

最初に、議案第58号を採決します。

本案について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(赤松孝一) ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号 与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第59号を採決します。

本案について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(赤松孝一) ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号 与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第11 議案第60号 与謝野町財産区管理委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第60号 与謝野町財産区管理委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

各財産区管理会は、管理委員7名以内で構成され、任期は4年となっております。下山田財産区においては、平成25年6月末で退任される委員があることから、与謝野町財産区管理委員会条例第3条の規定に基づき、当該財産区の区長から推薦された方を新たに選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

氏は人格高潔で最適者としてふさわしいと認め、このように議会のご承認をお願いするものでございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(赤松孝一) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(赤松孝一) ご異議なしと認め、これより議案第60号を採決します。

本案について原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(赤松孝一) ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号 与謝野町財産区管理委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第12 議案第61号 与謝野町教育委員会委員の任命についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第61号 与謝野町教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

教育委員は人格高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから町長が議会の同意を得て任命することとなっております。教育委員会は5名の教育委員で組織されておりますが、そのうち西川明宏の任期が本年6月末をもって満了いたします。つきましては、その後任に樋口潔氏を教育委員としてお世話になりたいと考えておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

樋口潔氏は、自身の子育てを通じて、加悦谷高等学校のPTA会長をはじめ、地域と一緒にあった学校づくりのための学校評議員として活躍をされています。また、石川区青少年健全育成会の会長として長年お世話になりました前任会長の熱い信望を受けて、昨年度からは石川区青少年健全育成会の会長を務められるなど、町の教育行政にも深い理解と熱いまなざしをいただいております。加えまして、地元地区総代の要職にも就任され、地域コミュニティづくりのために力を発揮されるなど、人格高潔で教育委員として最適者と考えておまして、樋口氏には地域の、そして住民の目線に立った辛口の意見や提言でもって、教育委員会の活性化に寄与していただければというふうに考えております。どうぞよろしくご審議いただき、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（赤松孝一） ご異議なしと認め、これより議案第61号を採決します。

本案について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号 与謝野町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第13 議案第62号 与謝野町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第62号 与謝野町子ども・子育て会議条例の制定についてご説明申し上げます。

この議案は、子ども・子育て支援法が平成24年8月22日に公布されたことに伴い、同法

第77条第1項の各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する児童福祉法その他の子供に関する法律による施策について調査、審議する機関として、与謝野町子ども・子育て会議を設置する必要があることから、別紙のとおり条例を制定する提案をさせていただくものでございます。

この会議の役割としまして、教育保育施設の地域型保育事業の利用定員を設定する際や、子ども・子育て支援事業計画を策定及び変更する際に、この会議の意見を聞くものとされており、市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的、かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施設の実施状況を調査、審議するものと規定されております。このほか、子ども・子育て新制度の施行準備に当たっては、地域型の保育の認可基準、新たな枠組みによる教育、保育施設の再配置、新たな保育料の設定など、子育て支援にかかわる計画について、関係者の意見を聞きながら決定していくべき事項が幾つかあることから、この与謝野町子ども・子育て会議において、こうした実行を審議する必要があるものと考えております。

特に本町におきましては、喫緊の課題としております保育所、幼稚園の統廃合について、同会議に諮問を行う予定としております。条例の詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） それでは、議案第62号 与謝野町子ども・子育て会議条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

町長から提案説明がありましたとおり、平成24年8月22日付で公布された子ども・子育て支援法第77条第1項で、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用定員の設定や市町村子ども・子育て支援事業計画の策定等を行う場合は、子供の保護者や子育て支援の当事者の意見を聞くか、条例に定めるところによる審議会、その他の合議制の機関を置くよう努めるものと規定されております。そこで、町が実施する児童福祉法等による施策についても、あわせて調査、審議をする機関として、与謝野町子ども・子育て会議を設置するものでございます。

主な内容につきましては、条文ごとに説明をさせていただきます。まず、第1条の設置でございますが、地方自治法第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関として位置づけ、町長、または教育委員会の諮問に対する審議や調査を行う審議会として、与謝野町子ども・子育て会議を設置いたします。

第2条の任務でございますが、子ども・子育て支援法、第77条第1項第1号及び第2号に規定されております保育所、幼稚園、認定こども園及び小規模保育所などの利用定員や、同法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関する処理並びに町が実施する施策につきまして、町長、または教育委員会の諮問に応じて、調査審議を行っていただきます。なお、町が実施する施策には、先ほど町長の説明にもございましたように保育所、幼稚園の統廃合等も含まれるものと判断しております。

次に、第3条の組織でございますが、委員数を20人以内とし、第2項で臨時委員を置くことができる旨を規定しております。

次に、第4条の委員及び臨時委員ですが、構成員については国からは、特にひな形は示されておりませんが、子供の保護者や児童福祉、幼児教育双方の観点を持った方々の参画が求められて

おります。

第1号委員の有識者につきましては、元学校長または元保育所長、元幼稚園長、京都府の関係職員等を想定しております。

第2号委員につきましては、民生児童委員や社会福祉協議会等の社会福祉事業者を想定しております。

第3号委員は、子育て世代の保護者として、構成員の約半数を3号委員から委嘱したいというふうに想定しております。なお、委員の任期につきましては2年とし、再任を妨げません。また、臨時委員については、特別の事項に関する調査、審査が終了した時点で解任されるものとします。

第5条に会長、副会長の選任について規定しております。

第6条の会議では、第3項で議事は出席委員の過半数で決することを規定しております。

第7条では、会議の庶務、福祉課及び教育委員会事務局が行うことについて。

第8条で、委員の報酬について、第9条で条例の委任について規定しております。以上、大変簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第14 議案第63号 与謝野町職員の厚生制度に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第63号 与謝野町職員の厚生制度に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

職員の厚生制度の事業の実施を委託しております財団法人京都市市町村職員厚生会が、一般財団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認可等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、平成18年法律第50号の第45条の規定により、一般財団法人として認可されましたので、今回、所要の改正を行うものでございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第63号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第63号 与謝野町職員の厚生制度に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第15 議案第64号 与謝野町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第64号 与謝野町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

京都府の福祉医療助成事業費補助金交付要綱の一部が改正され、平成25年3月29日に告示、同年8月1日から適用されることに伴い、関係する条例について、所要の改正を行うものでございます。

今回の京都府の要項改正により、助成対象が従来の母子家庭から、新たに父子家庭の父と子に拡充され、ひとり親家庭と称して医療費の助成が行われることとなりますが、当町では合併当初から父子家庭も町単費で助成を行っており、この分が京都府の補助対象となるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） 議案第64号 与謝野町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

今回の条例改正は、京都府の福祉医療助成事業費補助金交付要綱の一部が改正され、平成25年3月29日に告示、同年8月1日から適用されることに伴い、改正させていただくものでございます。

議案第64号 与謝野町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正につきまして、議案資料8ページの新旧対照表でご説明させていただきます。

福祉医療費の助成事業につきまして、障害者手帳等をお持ちの方の医療費の一部負担金を助成する制度と母子家庭、父子家庭の方の医療費の一部負担金を助成する制度の二つに分類をされます。そのうち母子家庭、父子家庭の医療費の一部負担金を助成する制度につきましては、これまで京都府の補助金交付要綱では、母子家庭のみ補助対象となっており、父子家庭につきましては助成対象とはなっておらず、与謝野町の独自施策として町単費事業で助成を行っておりました。

今回、京都府の福祉医療助成事業費補助金交付要綱が改正され、父子家庭の医療費の一部負担金についても助成対象事業となり、対象者を父子家庭まで拡充することになりましたが、与謝野町におきましては、既に父子家庭を含め助成対象としておりますので、制度の変更はありませんが、京都府の福祉医療助成事業費補助金交付要綱にあわせ、条文の整理を行うものであります。

以上、簡単ではございますが提案説明とさせていただきます。十分ご審議いただき、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第64号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。
よって、議案第64号 与謝野町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第16 議案第65号 与謝野町難病患者等ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の廃止についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。
太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第65号 与謝野町難病患者等ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の廃止について、ご説明申し上げます。

これまでの障害者自立支援法では、症状の変動などにより、身体障害者手帳が取得できない難病患者等が支援の対象外となる場合があります。その場合、難病患者等居宅生活支援事業の対象者として、ホームヘルプサービス、短期入所及び日常生活用具給付のみが支援対象となっておりましたが、平成25年4月1日付で施行されました障害者の日常生活を総合的に支援するための法律では、制度の谷間を埋めるべく、障害者の範囲に難病患者等を加えることとなり、身体障害者と同等の障害福祉サービスの利用が可能となりました。そこで、与謝野町難病患者等ホームヘルプサービス事業実施要綱の廃止とあわせて、与謝野町難病患者等ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の廃止が必要となりましたので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(赤松孝一) これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第65号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第65号 与謝野町難病患者等ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の廃止については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第17 議案第66号 平成25年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 平成25年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は2億4,852万3,000円を追加し、総額を112億3,952万3,000円といたすものでございます。

それでは、歳出から主なものについてご説明申し上げます。

13、14ページをお開き願います。第1款議会費では、議員報酬及び期末手当等で議員報酬を5%削減等に伴い、271万5,000円減額いたしております。第2款総務費、第1項総務管理費、第6目企画費、住民自治活動支援事業では、自治総合センターのコミュニティ助成事業の交付決定がありましたので、それに伴うコミュニティ補助金を570万円追加いたしております。第12目有線テレビ管理費、有線テレビ管理運営事業では、第15節工事請負費を159万6,000円追加いたしております。これは宮津与謝道路の与謝天橋立インターチェンジから延伸する野田川橋梁建設工事に伴い、光ケーブルを支障移転させる必要が生じたため、全額を京都府道路公社からの移転補償費により実施するものでございます。

次に、有線テレビ施設整備事業では、第18節備品購入費を636万4,000円追加いたしております。これは新規加入者インターネットプランへの加入変更者の増加に伴い、FM告知端末、ONU機器を追加購入するものでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目高齢者福祉費では、高齢者福祉施設整備事業で、第19節負補交を248万4,000円追加いたしております。これは、石川地区のふれあいホーム神宮寺にスプリンクラー設置等の防災改修を実施する事業が、府の介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金の対象となることから、公的介護施設等整備事業補助金として、民間事業所に補助いたすものでございます。

次のページ、第5款労働費、第1項労働諸費、第2目雇用対策費は、総額で1,460万円追加いたしております。これは、国の平成24年度補正予算（第1号）により緊急雇用創出事業が拡充され、起業支援型地域雇用創造事業が、新たなメニューとして追加されたものであり、起業後10年以内の事業所が失業者等を新たに雇い入れ、新規拡大をする事業に対して補助金が交付されるもので、当町では4事業所を委託し実施することといたしております。

第5目地域活性化対策費は、地域の元気臨時交付金事業を8,544万9,000円追加いたしております。地域の元気臨時交付金事業につきましても、先ほどの国の補正予算と同様で、経済対策で追加された公共投資の地方負担分が大規模であり、地方の資産調達に配慮し、経済対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、地方負担総額の8割程度が交付されるもので、当町には1億2,016万2,000円の交付見込みでございます。当町では、この交付金を活用し、本事業

に計上しております大江山運動公園駐車場整備工事や、街路灯等LED化工事などを実施するほか、後ほど説明させていただきます府の補助事業を活用し、実施する農林水産業費の木質バイオマスボイラー設置工事、商工費の当初予算計上事業に追加します染色センターの屋根のふきかえ、道の駅空調整備工事などを実施することといたしております。

次のページ、第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費では、特定地域再生計画策定事業を914万5,000円追加いたしております。これは、新しい地域資源を用いた有機質肥料の製品開発調査と有機質肥料をさらに効果的にするために、IT技術を活用した環境モニタリング等による実証実験を行うもので、全額、国の補助金が交付されるものでございます。

次に、第2項林業費、第2目林業振興費では、木質バイオマス産業化促進整備事業を9,130万円追加いたしております。これは森林整備から材木利用までの林業振興サイクルを構築し、持続的な森林保全と森林の持つ広域的機能の向上を図るため、リフレかやの里に木質バイオマスボイラーを設置するもので、府の補助金及び先ほど説明いたしました地域の元気臨時交付金を活用し、実施するものでございます。

次のページ、第7款商工費、第3目商工施設管理費では、染色センター管理運営事業を1,325万2,000円追加いたしております。これは、染色センターの施設改修を計画的に実施するという事で、昨年度、補正予算で駐車場の舗装、今年度はトイレの改修、26年度で屋根のふきかえを予定しておりましたが、先ほど説明いたしました地域の元気臨時交付金が交付されることとなりましたので、1年前倒しし、屋根のふきかえを実施するものでございます。第5項観光施設管理費では、道の駅管理運営事業を1,600万円追加いたしております。今年度につきましては、屋根のふきかえ工事を実施する予定としておりますが、空調及び駐車場の舗装につきましても老朽化が著しいため、染色センター同様に地域の元気臨時交付金を活用し、前倒しして改修工事を実施するものでございます。

次のページ、第10款教育費、第6項保健体育費では屋外体育施設管理運営事業で、山田小学校のグラウンドナイター修繕料を追加するほか、給食センター施設整備事業で給食配送車の車庫の新設工事に伴う設計監理委託料を追加するなど、総額で317万7,000円追加いたしております。第14款予備費は78万6,000円追加し、調整いたしております。以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

11、12ページをお開き願います。第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金は、歳出でご説明いたしました地域の元気臨時交付金を交付見込みから1億2,016万2,000円追加いたしております。第5目農林水産業費国庫補助金は、先ほど歳出でご説明いたしました特定地域再生計画策定事業が全額、国庫補助となったもので、特定地域再生事業費補助金を914万4,000円追加いたしております。

第14款府支出金、第2項府補助金は、第2目民生費府補助金では、先ほど歳出でご説明いたしました、ふれあいホーム神宮寺で実施するスプリンクラー設置等の防災改修経費の全額が補助されるもので、介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金を248万4,000円追加いたしております。第4目労働費府補助金は、歳出でご説明いたしました雇用対策費の起業支援型地域雇用創造事業の事業委託料の全額が補助されるもので、緊急雇用対策事業補助金を1,459万

7, 000円追加いたしております。第5目農林水産業費府補助金、第2節林業費補助金は、木質バイオマスボイラー設置に対し、木質バイオマス産業化促進整備事業費補助金を交付見込みにより3, 500万円追加しております。

第18款繰越金は、第1節前年度繰越金を決算見込みから1, 000万円追加いたしております。

第19款諸収入の雑入では、有線テレビの光ケーブル移設工事補償費を159万6, 000円追加するほか、自治宝くじ助成金（コミュニティ事業）を交付決定により570万円追加いたしております。

次に、第20款町債、第5目農林水産業費債は、木質バイオマス産業化促進事業債を1, 980万円追加いたしております。これは歳出でご説明いたしました、リフレかやの里に設置する木質バイオマスボイラーの整備工事に対して、辺地債を充てることといたしております。第6目商工債、第9目教育債は、地域の元気臨時交付金事業で実施する事業の補助裏に合併特例債、または辺地債を充てることとし、総額2, 950万円追加いたしております。

なお、6ページ、第2表地方債補正を計上し、同額を追加、あるいは変更いたしております。

以上が、平成25年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第18 議案第67号 平成25年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第67号 平成25年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は500万円を追加し、総額を9億6, 840万円といたすものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

13、14ページをお開き願います。第3款改良費、第1目改良費、簡易水道改良事業につきましては、第15節工事請負費を500万円追加いたしております。これは石川の嘉久屋橋の歩道橋新設工事に伴い配水管を歩道橋に添架するものでございます。以上が歳出でございます。

次に、11、12ページの歳入でございますが、第6款繰入金は、一般会計繰入金、元気臨時交付金分を2, 700万円追加いたしております。これは、加悦簡易水道整備事業の一部が元気臨時交付金の算定基礎となり、交付金が交付されますので、今後の公債費抑制のため既存事業の加悦簡易水道整備事業の町債発行を軽減し、地域の元気臨時交付金を充てるものでございます。したがいまして、第9款町債は、石川簡易水道施設整備事業費債を歳出と同額の500万円追加するほか、加悦簡易水道施設整備事業債を一般会計繰入金と同額の2, 700万円減額し、調整いたしております。

なお、6ページ、第2表地方債補正を計上し、同額を追加、あるいは変更いたしております。

以上が、平成25年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第19 議案第68号 平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第68号の平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、直営診療所勘定のみ補正でございます、総額に変更はございません。

それでは、歳出につきましてご説明申し上げます。

6、7ページをお開き願います。第1款総務費、第1項施設管理費、第1目一般管理費では、一般管理費、一般経費を3万3,000円追加いたしております。これは昨年からの派遣により診療所で診療していただいております上田医師が、ことしの3月末日で丹後中央病院からの派遣により診療所で診療していただいております上田医師が、ことしの3月末日で丹後中央病院を退職され、この4月から診療所の医師として当町で勤務していただけることになったことに伴い、第8節報償費から第7節賃金に予算を組みかえるなど、調整いたすものでございます。

第5款予備費は3万3,000円を減額し、調整いたしております。

以上が、平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、6月10日、午前9時30分から開議いたしますのでご参集をください。よろしくお願いいたします。

（散会 午前11時39分）